

司法解剖をめぐる犯罪被害者支援の現状と課題

——事件直後からグリーフカウンセリングまで——

新 恵 里

要 旨

本稿は、犯罪被害者遺族が、事件直後に直面する司法解剖や手続きにおける制度上の問題について、被害者支援の視点からとりあげ、あるべき制度について検討するものである。

司法解剖は、殺人や傷害致死などの死亡事件において、必ず被害者遺族が直面する、司法手続きの一つである。これまで、遺族や法医学者などの指摘があるものの、ケアの必要性や方法について、具体的に議論、検討されることはほとんどなかった。しかしながら、司法解剖は、被害者遺族が未だ事件を受け止められない事件直後に直面し、解剖の終わった遺体と対面する遺族もいるなど、非常に衝撃が大きく、その時の心理的苦痛や精神的ダメージは、長年にわたって続くことが多い。

本稿では、わが国の被害者遺族へのインタビューによる調査および文献、アメリカ、オーストラリア等諸外国の政策状況の調査から、①わが国の法医鑑定制度の整備が、被害者側にとっても期待されること、②遺族が司法解剖に関する一連のプロセスに関わることの重要性、③司法解剖に際して、捜査官、法医学者と遺族を結ぶコーディネーターの存在が必要であること、④解剖後のグリーフケアの必要性について論じた。

キーワード：司法解剖、犯罪被害者支援、グリーフカウンセリング、法医学、オーストラリア

1. はじめに一問題の所在

2004年に、犯罪被害者に対する施策を総合的に国が計画する「犯罪被害者等基本法」が制定され、被害者の刑事司法手続き参加も含め、被害者への支援施策が整えられつつある。しかしながら、各ステージにおける被害者への支援制度は、まだまだ不十分な状況である。

司法解剖は、殺人や傷害致死などの死亡事件において、必ず犯罪被害者遺族（以下、遺族という）が直面する、司法手続きの一つである。とくに、未だ事件を受け止められない事件直後に、司法解剖の告知に直面する。また、解剖の終わった遺体と対面し、衝撃を受ける遺族もいるなど、その時の心理的苦痛や精神的ダメージは、長年にわたって続くことが多い。筆者は、約10年にわたり、犯罪被

害者支援に従事しているが、被害者が被る「二次被害」のなかでも、とりわけ司法解剖時の捜査関係者とのやりとりや、解剖後のショックが、鮮明に記憶として残り続け、長期にわたって遺族の精神的外傷になっていることを、体験してきた。しかしながら、遺族や法医学者などから指摘があるものの、ケアや支援について、具体的に議論や検討がなされることは、ほとんどなかった。

司法解剖に関する遺族ケアの問題について論じたものには、緒方氏らが行った事件・事故被害者遺族の精神、心理的反応に関する調査や（緒方,2003）、武市氏らが行った司法解剖結果の情報開示に関する遺族調査（武市,2004）があげられるが、本稿では、被害者支援の視点から、犯罪被害者遺族が、事件直後に直面する司法解剖や、それに付随する手続きにおける問題についてとりあげ、あるべき制度について検討したい¹⁾。

2. わが国の司法解剖制度をめぐる問題点

まず、遺族の抱える問題を論じる前に、わが国における司法解剖制度の問題点を整理したい。

司法解剖を含む、法医鑑定制度には、多くの問題が山積している²⁾。近年の違法ドラッグ等薬物の流入と使用、孤独死などの異状死³⁾の増加に伴い、今後社会的要請が高まることが予測されているにもかかわらず、解剖に関わる現場では、人的・経済的負担が限界を超え、とくに近年、様々な問題が指摘されている（石津ほか,2006:6-7）。

(1) わが国の法医鑑定制度に関する問題

わが国の法医鑑定制度は、捜査機関が死体をあらためるという近代以前のもものが継承されたまま、明治以降、法医解剖制度が浸透せず、第二次大戦後、GHQの指導によって監察医制度が導入されたものの、これも一部の地域にとどまり、独自の法医鑑定制度を持たないまま、非常にちぐはぐな形で存在している（勝又,2007:166-167,岩瀬・柳原,2007:34-37,海堂,2007:189-217）。

人体の構造を知るための幕府による「御用解剖」の例外を除いて、死体を解剖する制度や習慣がなかったこと、死体を晒すことが刑罰とされていたこと、解剖に対する忌避感情もあってか、解剖率が、諸外国に比して極めて低い⁴⁾。解剖率の低さは、解剖を望まない遺族感情、歴史的に解剖を忌避するわが国の国民感情に起因しているといわれているが、低予算に基づく解剖に対する消極的姿勢も、多分に関係しているという指摘もある（岩瀬・柳原,2007:194-202）。

また、検視（刑事訴訟法 229 条）は、司法警察職員が、司法解剖の必要があるかどうかの判断をしているが⁵⁾、「事件性なし」と判断すれば、司法解剖への手続きは行われぬ。遺体の外表を、「五官」（視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚）に頼る検視のみでは、直ちに他殺等の犯罪かどうかを判別することは、医学的に不可能で、その結果、犯罪が見逃されるという問題が生じている。「死体が犯罪に起因するものではないことが明らかな場合」は、警察署長は、死体の検分と死体見分調書を作成す

ることになっているが（死体取扱規則第4条）、法医学者の岩瀬氏によると、実際の運用では、これがかかなり拡大解釈され、外傷がない、争った形跡がない（状況捜査）、目撃者がいない場合等には、「事件性なし」として、司法解剖を裁判所に申請せず、死体見分調書の作成のみで済ませてしまっているのが実態であるという（岩瀬,2007:88-104）。過去に、病死や事故死とされていたものが、後に犯罪によるものであったことが判明しているケースも複数例あげられている（岩瀬・柳原,2007:91-99, 柳原,2005:167-168）。

（2）解剖にかかる費用の問題

わが国の解剖にかかる国の予算、ハード、ソフト面の整備は、貧弱なものである。

ごく最近まで、司法解剖の費用は、検案謝金（死体検案に立ち会う医師への謝金）で一体あたり3千円、死体解剖の謝金（司法解剖鑑定書作成料）として一体あたり7万円（実際、解剖には、執刀医（鑑定医）に加え、補助者、書記の3名が必要である）、死体解剖外部委託検査料（薬物検査等の委託）は、一体あたりわずか2万円で、日本全体の司法解剖年間予算が3億円計上されている（岩瀬・柳原,2007:22-23）。日本病理学会では、一体あたり必要な解剖経費を約25万円と算出しており、一体あたり2～3千ドルかけているアメリカ合衆国の例などを考慮しても、かなりの低予算である⁶⁾。司法解剖を事実上担っている大学の法医学研究室の建物も老朽化し、解剖台の数、解剖に必要な設備、機器等にも乏しいところが多い（岩瀬・柳原,2007:22-28）。法医学者からみて、解剖をしないと、病死なのか他殺なのかなんともいえないと思われるような遺体が、解剖されないまま検視で済まされているという実態は、このような低予算も背景にあるという。

3. 犯罪被害者遺族にとっての司法解剖と二次被害

司法解剖制度上の問題を踏まえた上で、ここでは遺族が直面する司法解剖について、遺族はどのように捉え、どのような問題を抱えるのか、検討したい。

（1）事件直後の混乱

司法解剖の告知は、遺体確認の後という、事件発生直後になされる。この時期は、遺族に、愛する家族が亡くなったという事実を受け入れることができず、現実感さえないことが多い⁷⁾。多くの遺族は、「夢の中にいるような」感覚のまま、「流れ作業」的に、遺体の確認、親族や知人への連絡、遺族聴取など捜査への協力、通夜、葬式の段取りなどを行っている。このような慌ただしいプロセスのなかで、司法解剖も「避けられないもの」として知らされ、そのまま押し流されてしまう遺族が多い。

(2) 司法解剖に対する遺族の心情

現実感がないままの時間が経過しているとはいえ、解剖といわれると、拒否を示す遺族は多い。どのような解剖であれ、遺族が解剖を望まないというのは、一般人にとっても想像にかたくないであろう。特に、犯罪被害者の遺体は、すでに犯罪行為によって、身体を傷つけられていることが多く、遺族にとっては、これ以上身体を傷つけてほしくない、被害にあった上、また痛い思いをさせたくない、という思いが強い。「三回もやめてほしい。お願いですから勘弁してください」（筆者注：犯人につけられた傷、救命措置として開胸されてつけられた傷、司法解剖による傷という意味）（酒井,2004:82）、「私はこれ以上、優希の体に他人の手を触れさせたくないという気持ちでいっぱいになりました」（本郷,2003:35）など、遺族の手記からもその心情がうかがえる。

(3) 司法解剖の必要性に関する説明

司法解剖は、司法警察職員が、遺族に対してその旨を通知しなければならないことになっている（刑事訴訟法規則 132 条、101 条）ものの、遺族の同意を要しない（死体解剖保存法第 7 条）。しかし、遺族の拒否を無視して解剖を強行することは、後の事情聴取など、遺族から捜査の協力が得にくくなることもあり、司法解剖の必要性についての説明や、説得をしている。しかし、遺族からの聞き取りや手記をみると、警察職員は、司法解剖の必要性について説明をしてはいるものの、「決まりになっている」という一点で、時に情緒的に説得し、押し切っている様子が伺える。

「必ずすることになっています」（河原,1999:14）

「亡くなった人、全部やるんだから」（河原,1999:16）

「これは警察のルールだから」（酒井,2004:82）

「これは司法解剖で、裁判所の命令だから」（地下鉄サリン事件被害者の会,1998:48）

「お母さん、ごめん」（本郷,2003:37）

「犯人を挙げるのが一番の供養になる」（長井,2004:62）

これらの説明は、遺族が強く拒否の表明をした場合、ときに高圧的、威嚇的になることもある。

「司法解剖をしないとお葬式ができませんよ」（地下鉄サリン事件被害者の会,1998:23）

「そうしますと（筆者注：解剖を拒み続けると）法的に罪になります」（地下鉄サリン事件被害者の会,1998:23）

「奥さん、あなたも犯人と一緒に刑務所に行きますか？」（1970 年代に夫を殺害された遺族の証言）

押し問答のすえ、遺族にとっては、埋葬許可証も出ずに、葬儀もできないのでは埒があかない。次

第に、こんな場所で遺体を横たえられたままのほうがかわいそうだ。避けられないものであれば、一刻も早く済ませて、帰宅させてあげたいという心情に変わってゆく。そして苦渋の決断としてうなずくしか、選択は残されなくなる。

(4) 埋葬までの間に、遺族が遺体と過ごす時間が短縮される

遺族が事件を知り、遺体確認をしてからは、一緒に過ごしたい、片時も離れたくないという遺体への愛惜の気持ちが強い。とくに犯罪の場合は、予期せぬ、まったく突然の死である。

しかしながら、犯罪被害者遺族は、遺体確認後、証拠保存の観点から、遺体に「触れないように」言われる。時には遺族が「まだ身体が温かい」と遺体から離れたい心境であっても、検視のために遺体から引き離されたり、長時間の司法解剖で、遺族が遺体と過ごせる時間が制限されてしまう。遺族が故人と過ごせる時間は葬儀までわずかな日数である。解剖終了後、「やっと連れて帰れると思った」と思う遺族は多い。

「ただ、一分一秒でも長く、わが子のそばにいてあげたかった。(中略) 子どもたちに付き添って行きたい。そう希望したのですが、子どもたちは一足先に病院へ運ばれていたため、いっしょに行くことはできませんでした」(本郷,2003:35)

「せめて両親が来るまで待ってくれるように頼みましたが、だめでした。(中略) 結局、その日は主人とは霊安室で一分たらず会えただけで、(中略)、お義父さん、お義母さん、お義兄はどうとう会うことができなかつたのです」(地下鉄サリン事件被害者の会,1998:70)。

(5) 遺体の不適切な扱い

また、遺族は、遺体の不適切な扱いが、大きな精神的外傷になっていることが多い。

警察官が「重いなあ」といって、荷物を押し込むように遺体を車に乗せられた(息子を殺人事件で亡くした遺族の証言)など、捜査機関による遺体の扱いの悪さや、「遺体置き場は、駐車場横やゴミ置き場の脇などにあるひどい場所ばかりである」(藤井,2007:88)、「警察の裏の小屋で、大きな銀色のトレイのような台に寝かされて、汚いむしろを被せられていた」(藤井,2007:89)、「何もない殺風景な冷たい部屋に主人は寝かされていました(中略)「なんでこんなさびしいところに置いておくのよ」と思いました」(地下鉄サリン事件被害者の会,1998:70)など、遺体の安置場所や方法にショックを受けたという遺族も多い。

(6) 遺体安置所や、司法解剖時の待機場所がない

遺体安置所の問題に加え、遺族が待機できる場所がない。「これから司法解剖があります。みんな

で来ても場所が狭いから、三人に決めてください」と言われました」（地下鉄サリン事件被害者の会,1998:48）、「私はどこで待っていいのかわかりませんでした。まわりには椅子も何もないのです。（中略）中庭のような場所に出ました。がらんとした狭い空間です。そこでただ呆然と立ち尽くし、司法解剖が終わるのを待ち続けたのです（酒井,2004:82-86）。

（7）遺体の返却と修復

司法解剖後に遺体と対面して衝撃を受ける遺族は多い。着衣がなかったこと、新たな傷をつけられたこと、死顔が変わってしまったことなどが、遺族にとって大きな悲しみとなる。

日本は、文化的に「安らかな死顔」であるかどうか、が葬儀などで話題になることが多い。解剖後、葬儀関係者や家族から、「見ないほうがいい」と言われて解剖後の遺体と対面しなかったことや、葬儀の際に、参列者に「顔をみてもらえなかった」ことが、深い後悔になっていること、また逆に対面をしたことによって、解剖後の傷などに衝撃を受け、大きなトラウマとなって残ることも少なくない⁸⁾。

- ・「ころばないようにって、女の身体に傷が残っちゃだめだからって、言い聞かせて育ててきたんです。それが、一番大事なときに裸なんて。夫にも長男にも見せていません。」（河原,1999:18）
- ・その傷はあごの下から、まっすぐにお腹のほうに伸びています。どうして、こんな傷をつけられなくてはいけないのでしょうか。そのむごさにつらくて泣き崩れました（本郷,2003:38）。
- ・「若い女性の司法解剖はとくに家族にはつらい。だからもうちょっと配慮をして、美容師をつけるなどして、せめて元通りきちんときれいにして帰してほしい」（地下鉄サリン事件被害者の会,1998:16）。
- ・「柩の窓を開けてがくぜんとしました。（中略）顔がどどめ色のようなどす黒い茶色に変わっておりました。亡くなったときに看護婦さんがきれいにしてくださった髪の毛も、弟がなでつけてくれたときには数々のゴミが櫛についていました」（地下鉄サリン事件被害者の会,1998:23）。
- ・「このときもまた、娘はひどい状態で帰されたのです。人相もまるで変わっていました。勝手に切りきざんで、見るところを見たから結構です、とって帰された感じでした」（地下鉄サリン事件被害者の会,1998:29）。

（8）司法解剖の内容、臓器等保存に関する説明

筆者の経験から、わが国において、司法解剖の目的、意義、内容、そして唯一説明のある「必要性」についてさえも法的根拠などについて詳細をきちんと示された遺族は、ほとんどいない。

司法解剖は、死体解剖時の身体の切開のみではなく、臓器・組織の検査が終了するまで継続する。また、その後長期間にわたって臓器や組織が保存され、研究や教育のために利用されることもあり得る。

司法解剖後の臓器や組織片等を保存しておく目的は、1) 事件に新たな展開があり、再度の調査が必要となったとき、再鑑定が行われるときといった、公判維持を目的とする場合と、2) 法医学の研究に利用される場合が想定されるが⁸⁾、司法解剖後の臓器保存については特に法的根拠もなく、「慣例」で捜査の一環として保存され、その保存は法医学教室で行っているという(武市,2003:219)。

臓器保存について遺族が承諾をせず、返還を求めた場合、当該事件の検察官や捜査官が、捜査の状況や再鑑定の必要性を検討した上で対応することになるが、そもそも、臓器保存に関する詳細な取り決めがなく、またその説明をする明確な責任者もない現状では⁹⁾、遺族が臓器保存について説明を受けていないとすれば、そのことを知りえない遺族は、返還請求のしようもない。

事件後10年以上経ってから、亡くなった夫の臓器が保存されていることを知った、東京地下鉄サリン事件の遺族である高橋シズエ氏は、保存場所や目的などを文書化し、遺族の承諾を得る制度を求める要望書を、東京地方検察庁に提出している¹⁰⁾。

(9) 経済的負担

遺族が経済的に負担しなければならないものとして、解剖が終わったあとの「死体検案書」と、法医学教室から葬儀会場もしくは自宅までの遺体運搬費があげられる。「死体検案書」は二通必要で、一通数千円程度～1万円程度と、まちまちである(福島,2007:36-37)。遺体運搬費は、大学法医学教室のある司法解剖場所と、遺族宅や葬儀会場の距離によって異なるが、各県に1～2機関しかない法医学教室がかなり遠方になり、十数万円の支払いになることもあるという¹¹⁾。遺族にとっては、捜査という目的で、不本意な解剖のために遺体を遠方までもっていかれ、その引取りのために高額の出費をしなければならないことになる。

(10) 解剖結果の遺族説明、情報の開示

遺族の「死因を知りたい」という要求は非常に大きい。武市らの遺族対象調査によると、アンケート回答者37名のうち33名までが、執刀医からの説明を望んでいるという(武市,2004:78)。

遺族への解剖結果の説明について、地域によるが、一般的に、解剖医は遺族と極力接触をしないという考え方が多い(福島,2007:38-39)。特に司法解剖は、捜査の一環として行われるため、法医学教室は守秘義務を有すると解され、遺族からの問い合わせがあった場合にも、鑑定書内容の範囲内で電話で対応するに留め、直接対応することはないという(武市,2004:76)。

一方、遺族が被疑者の可能性でないことが明白な場合など、差し支えない範囲で極力説明をしている、遺族に発行できる死体検案書を詳細に記すことによって、なるべく情報提供をしようという法医学者もいる(福島,2007:37, 岩瀬・柳原,2007:117-126)。

現行制度では、司法解剖に関して「訴訟に関する書類は公判開廷前に公にしてはならない」(刑事

訴訟法 47 条) とある一方、「遺族の求めに応じて、死体検案書の発行を拒むことができない (医師法 第 19 条) とあり、この点についても法的に不明瞭である。したがって、遺族から希望のあった場合には、捜査機関と検討をし、個別に判断をし、一定の範囲で情報開示を行っているのが現状である。

4. 考察

(1) 司法解剖制度の改善

先述のように、わが国の司法解剖率は非常に低く、法医鑑定制度そのものも充実した内容、運用となっていない。この不備は、司法解剖の目的である、犯罪の立件 (完全犯罪を防ぐ)、類似事故の防止といった公共の利益が損ねられているだけではない。犯罪が見逃されず発見され、適正な捜査がなされること、死の原因など事件が究明されること、すなわち真実が追究されることは、亡くなった人の死を無駄にしてくほしくないと遺族が切に願うことでもある。

①司法解剖の確実性

遺族は、死の背景についても、情報を求める。愛する家族の苦しみや無念を、少しでも理解してあげたいという心情からである。死因はもちろんのこと、即死であったのか、しばらく意識があったのか、苦しまずに死んだのか、最期に言葉を発したのかなども、遺族が知りたい事柄である。病院で死亡確認がなされるのと異なり、死亡時刻や死亡場所がわからない遺族もある。遺族にとっては、その時間に思いを馳せることができない (時刻によっては命日が変わる可能性もある)。また、死亡場所がわからなければ、遺族は現場に花を手向けることもできない。これらの情報がわからない遺族の苦悩の大きさははかり知れず、永遠に続く。これらの情報を得るための司法解剖 (状況捜査も含めて) には、先述したような予算や設備面では不十分であり、改善が必要であろう。

②遺体の安置場所・設備面

また、司法解剖は、実際、大学の法医学教室で行われることが多いが、法医学教室の建物や設備が老朽化しているところが多く、空間も限られているところが多い。司法解剖が、亡くなった故人と過ごすという非常にプライベートな時間を引き裂き、半ば強制的に捜査の一環として行う以上、遺族に対して、事件の衝撃を少しでも和らげることのできる空間を提供するべきであろう。

③臓器保存に関する説明

臓器保存に関する現状については、先述したとおりであるが、臓器保存の根拠、責任者、遺族への説明を含めて、対応が整備されることが望まれる。犯罪被害者の問題として、従来は、被害者の所持品などが返還されなかった問題が浮上していたが、現在は、捜査が終了し、必要ないと判断されたものから、順次、遺族の求めに応じて返還するようになってきている (警察庁犯罪被害者対策室,2004:97)。臓器保存についても、整備をする時期にきているのではないだろうか。

④解剖結果の開示・説明

司法解剖や捜査が確実になされ、真実が究明されることは、遺族にとっては、その結果が知らされ、説明されることと対である。

アメリカ合衆国では、メディカル・イグザミナー (Medical Examiner: 以下 ME とする) が、捜査権とともに解剖に関する権限をもっており、解剖結果についても、ME の判断で遺族に説明がなされる。また、ME から死因も含めた鑑定結果報告書の交付を受けることができ、遺族はそれをかかりつけ医に持参し、医学的な用語の解説も含めた説明を受けることも、一般的であるという¹²⁾。

また、スウェーデンでは、法医病理学者は、遺族の求めに応じて、遺族と話をすることが業務上の義務とされており、グリーフケア (これについては後述する) にもあたっているとのことである (反町,2007:287)。

死の背景を知りたいという遺族の心情とともに、民事損害賠償など後の法律行為の選択をするうえでも重要である。しかしながら、伊藤氏らの調査によると、司法解剖の遺族の 54 % が、解剖結果を知るまでに 2~4 年を要している¹³⁾。

もっとも、司法機関の対応も、近年、変化してきている。遺族の求めに応じて、検察庁が司法解剖記録を開示している例がでてきている¹⁴⁾。

今後、遺族への情報開示のガイドラインも整備されることが望まれる。

(2) 司法解剖をめぐる遺族の権利—説明と選択—

犯罪被害者や遺族には、司法解剖に限らず、避けては通れないプロセスが多々ある。

性暴力の被害にあった女性には、病院での治療、検査や証拠収集が必要になるし、法廷での証言を余儀なくされることもある。そのような場面で起きる二次被害としては、「避けられないものだから」と強行 (ごり押し) されるか、もしくは、遺族から選択権を奪い、「間違った配慮」や独断がなされるかの、二つのパターンがあげられる。司法解剖に照らし合わせれば、「解剖しなければならないという「ごり押し」か、「(遺体を) 見ないほうがいい」、「(死の状況について) 知らないほうが幸せである」という間違った配慮である。そのような配慮で当初伏せられていたような事柄を後に知ることとなり、大きなショックを受けたり、わからないことに納得がゆかず、訴訟の場などでそれを知ろうとする遺族は多い。

被害者支援で必要なことは、避けられないことについて、その内容を十分に説明すること、被害者に選択権を保障すること (選択肢を説明する) である。

喪失体験の初期において、「気が動転しているので、解剖や移植について話し合うことができない」というのは、神話に過ぎないとの指摘がある (A・デーケン,2005)。遺体と対面したいという子どもに対しても、それを遮らず、子どもの発達年齢に応じて、遺体の様子などをあらかじめ説明し、対面させることが喪失体験を克服するプロセスとして重要という意見もある (Mal Mcklssock & Dianne

Mcklssock,1995:26-27)。

①司法解剖に関わる説明を受けること

先述のように、遺族は、司法解剖について、「避けて通れない」手続きとしてのみ告知されている。具体的に、解剖ではどのようなことをするのか、体のどの部位を調べ、それはなぜ必要なのか、それらの検査はどのようなことに役立つのか等の説明は、ほとんどなされていない。しかし、今後事件の真相を究明するにあたって重要であることを、被害者遺族の状態を見極めながら、解剖の説明が丁寧になされれば、「ただ遺体を切り刻まされた」という思いでは終わらず、心理的苦痛は軽減されるはずである。

説明には、一定の時間をかける必要がある。早期の捜査開始の必要性と、遺族の心情が対立する究極の場面であるが、捜査第一主義が、被害者にもたらす二次被害については、司法解剖時だけではなく、多々指摘されているところである。

検死システムの先進国といわれる、オーストラリアビクトリア州メルボルン市では、遺体との対面から、インクェスト（検死審問）までの手続きについて、すべて coroner（検死官）事務所が遺族の窓口となっている。coroner が遺族の質問に答えたり、精神的なケアのため、グリーフカウンセリングを行う。

また、coroner事務所では、遺族向けに「検死のプロセス」(The Coroner's Process) というリーフレットを用意している (State Coroner's office victoria,2007)。このリーフレットには、遺族が24時間以内にすべきことから始まり、遺体確認、死体検案書の入手などの手続きについて、カウンセリングやサポートサービス、coronerの役割、解剖、インクェスト、法律相談、相談窓口のリストなどの情報が、20ページにわたって記されている。遺族がすべきこと、できることなども詳しく記載されており、仮に遺族がすべてを一度に読むことができなくても、後日読み直したり、少しずつ読むことができるという点で大いに役立つであろう。

②選択ができること

遺族にとって、司法解剖そのものは避けられないとはいえ、遺体との対面、解剖中の待機の方法、遺体に着せる服や、柩へのおさめ方、解剖後に運搬したい場所など、遺族が希望、選択できることもある。たとえば、遺体との対面について、メルボルン市の coroner事務所では、ガラス越しに別室での確認か、遺体に触れることのできる同室での確認を望むかが選択でき、また希望によっては、遺族だけの対面や、後の葬儀場での対面などの調整も行う (State Coroner's office victoria,2007:5)。

遺族が主体性をもって選択してゆくことは、被害者遺族が一步を踏み出すことに必要なことである。遺族の心情を最大限尊重するには、可能な限り、選択肢を広げるべきであろう。

以上、遺族自身の著書、体験談、手記等で語られていること、諸外国での支援状況や筆者の被害者支援を通じての経験を総合すると、司法解剖のプロセスの各段階で、以下の説明や選択が必要と思わ

れる。

【説明・選択できる事項】

(解剖前)

- ・誰が、どのような根拠で行うのか。
- ・司法解剖の必要性、解剖で何を明らかにしようとするのか。解剖して明らかになると思われること。
- ・今でなければ、その説明はなし得ないこと。
- ・遺体が安置、解剖されるにふさわしい施設で扱われること。
- ・遺体の修復に、最大限の努力をはかること。
- ・解剖に際して、遺族が任せたい人を選び、担当者と連携をとってくれること(親族、葬儀社の人など)
- ・遺体に、遺族が希望して用意をした服を着せてもらえること、あるいは、後に遺族自身で着せたいことをあらかじめ伝えておけること。
- ・遺体は、法律に基づいて、礼意をもって扱われること¹⁵⁾
- ・司法解剖のおおむねの所要時間を知らせてもらえること。予定の時間を延長する場合には、その旨の連絡も受けられること。

(解剖中)

- ・解剖の間、プライバシーが保て、落ちつける遺族の待機場所が用意されること。
- ・解剖の間、自宅で待機することもできること。その場合、終了時連絡が入ること。
- ・解剖の間、自分ではない誰かに、解剖に付き添ってもらえることができること。
- ・解剖の間、誰かに付き添ってもらうこと、あるいは一人にしてもらうことができること。
- ・気分が悪くなったときなど、誰を呼べばいいのか、あらかじめ知らされること。
- ・自分の代わりに、葬儀会社等の人に連絡をとり、遺体の運搬の手配などについて、支援を受けることができること。

(解剖後)

- ・解剖結果について、いつ、どこで、どのような立場の人から説明や記録、情報の開示がなされること。
- ・臓器・組織の保存について、保存の目的、保存部位、保存場所、保存期間、再利用時の目的について、説明が受けられること。
- ・死体検案書料、遺体運搬費など、経済的負担について支給制度の説明がなされること。
- ・グリーフ(悲嘆)ケアなどの精神的なケアが受けられること。
- ・サポートグループ、自助グループ(セルフヘルプグループ)が紹介されること。
- ・要望やわからないことがあれば、いつでも問い合わせや相談ができること。

・解剖後の問い合わせ・相談窓口が一本化され、担当者などがわかること。

(3) コーディネーターの必要性

①説明責任者の不在

司法解剖に関する説明を受け、選択ができる権利は、それを提供する人がいて初めて為し得る。

しかしながら、 coroner (検死官) や ME をもたないわが国には、そのような説明をする立場の人が存在しない。したがって、遺族に寄り添いながら、警察官、解剖の執刀医 (法医学教室) など解剖に関わる当事者と連携をとるコーディネーターの役割を担う存在が求められるであろう。このような存在は、法医学者らからも期待されているところである (武市,2004:79, 岩瀬・柳原,2007:85)。

コーディネーターの役割としては、前述の項目にあるような説明、遺族の希望に応じた支援やコーディネート (待機場所の確保や遺体運搬の手配を行う、文書による手続きなどの介助、同行など) があげられる。とくに、事件直後の遺族は、一時的に記憶力、集中力、判断力が減退していることが多い。先述したようなリーフレットも、配布するだけでは不十分である。「漢字が読めない」「小さな字は頭に入ってこない」という訴えは多く、遺族の状態をみながら、必要であれば口頭でわかりやすく説明するのも、コーディネーターの役割であろう。

②コーディネーターは誰がふさわしいか？

(i) 司法警察職員、検察官

事件直後、もっとも早く遺族と接触する立場にあること、遺族に司法解剖の告知を行うのは司法警察職員であること、近年は、警察の被害者支援員が事件直後に遺族のケアにあたっていること等から、現行では、遺族の質問や要望を聞き得るのは、警察関係者になろう。また、捜査の一環として行われるので、手続き等の相談にも乗りやすい立場にある。

一方で、警察は捜査機関である以上、司法解剖を行う当事者であり、たとえ捜査の一線とは別の立場の者が遺族の支援を行っていても、捜査機関での職務の域を超えることは困難である。未だ現実感のない遺族が感じている「漂うような時間の流れ」に比して、迅速な捜査機関の「時間の流れ」は、あまりにもギャップがある。また、被疑者が確定できておらず、遺族も捜査の対象として念頭に置かざるを得ない場合もある。したがって、遺族の立場にたってコーディネーターを努めるのは、司法解剖を行う側 (警察、監察医、検察官、法医学者) とは別の立場であることが望ましいといえるであろう。

(ii) 行政官 (coroner など)

前述のように、オーストラリアでは、検死を行っている coroner 事務所が、遺族の窓口となっていて、説明や遺族の選択、精神的ケアまでの一切を、責任をもって行っており、検死のプロセスにおけるコーディネーター的な仕事をすべて担っている。

また、アメリカ合衆国で coroner 制度をもつサウスカロライナ州においても、遺族との対応窓口を

つくり、問い合わせに応じたり、精神的ケアを行っている¹⁶⁾。

しかし、コロナ制度をもたないわが国では、これらの役割を担う立場のものがいない。観察医務院事務所（ただし実施地域のみ）、各保健所内、あるいは法医学教室に、国および地方公共団体が、彼らの役割とは別の「コーディネーター」職員を配することも検討の余地がある。むろん、相当の人員、予算措置が必要であろう。

(iii) 民間ボランティア、被害者支援スタッフ

犯罪被害者支援は、民間のボランティア団体による支援活動が担っていることが多い。

アメリカ合衆国は、NPOなど民間の被害者支援団体の活動が非常に活発な国である（新,2000）。とくに、事件直後から継続的な支援を行っているため、司法解剖や遺体に関する問題も、直接的な支援として支援サービスの範疇に入れられている。ペンシルベニア州チェスター郡では、遺体運搬の手配、いつ遺体が戻ってくるかなど、MEや葬儀社のスタッフと連携をとっての情報提供、さらに葬儀の手配もサポートする。解剖後は、遺族が望む葬儀の方法（例えば、子どもを亡くした両親が、参列者にメッセージカードを配布したい、お花を多く用意してほしいなど）を聞き、その準備を手伝ったり、遺族が希望する予算で葬儀ができる場所を紹介する、などの支援も行っている。事件直後の被害者支援の現場では、埋葬、火葬されるまでの限られた時間、遺族がどれだけ「最善のことができた」と思えるような故人との別れの作業ができるかどうかにかかってくるという¹⁷⁾。

わが国にも1990年代以降、民間の被害者支援団体は設立されてきた。また、「犯罪被害者等給付金支給に関する法律」に基づき、各都道府県の公安委員会が「早期援助団体」と指定した民間被害者支援団体に対し、事件直後から被害者に関する一定の情報を提供することによって、民間団体が早期に支援を開始できる制度もできた。

しかし、わが国の民間被害者支援団体は、アメリカを始めとする諸外国に比べて少なく、公安委員会の指定を受けている早期援助団体も16団体に留まり（2008年5月現在）、また警察も、すべての死亡事件を、事件直後に情報提供しているわけではない。サービス内容も、従来の電話相談から、付き添いなどの直接的な支援へと拡大しているものの、「公判時の付き添い」など、裁判時での支援が圧倒的に多く、事件直後、どの時間帯でも、とくに司法解剖時に遺族に支援をすることは、一般的な支援サービスとはなっていない。

諸外国のような支援サービスが提供できない大きな理由の一つに、民間の被害者支援団体が、公的な助成をほとんど受けていないことがあげられる。アメリカ合衆国では、必要経費の7割を公的機関から助成され、フルタイムのスタッフを擁して「仕事」として365日24時間無休で支援サービスを行っているのに対し（新,2000:19-23,268-269）、わが国の支援者はほとんどが無償のボランティアであるため、提供できる支援サービスの時間数、時間帯、蓄積できる経験を比較しても、雲泥の差がある。夜中に遺体確認に付き添う、連絡役としてコーディネートする、などの支援は難しいのが現状で

ある。

また、司法解剖に関わる支援コーディネーターに求められる最低限の知識やスキルを考えても、相当の研修が求められるであろう。わが国の支援ボランティアも、犯罪被害者や遺族への接し方や基本的な法律知識などについて研修を受けているが、司法解剖に直面する遺族への付き添いなどを想定した具体的な研修を、筆者は聞いたことがない。①刑事訴訟法や医師法等、司法解剖にかかる法的知識、②遺族の心理や、特に事件直後の精神的問題に関する知識、③接し方、話し方などのコミュニケーション術などが想定されるが、相当の時間数が必要である¹⁸⁾。

さらに、事件直後のもっとも混乱した時期に遺族に直接関わるボランティアが、トラウマの二次受傷を受ける可能性が高く、二次受傷の予防や、ボランティアのメンタルヘルスなども課題となる。フルタイムの有給スタッフを30名抱えるペンシルベニア州のセンターでさえ、経験数や二次受傷のリスクなどを考慮して、殺人事件の対応スタッフ、とりわけ事件直後にMEとの連絡や葬儀等の手配も含めて行えるスタッフは、相当限られている。いずれにしても、民間の被害者支援団体に、司法解剖時におけるコーディネーター的支援の可能性を検討するには、財政的基盤の安定に基づいて、支援サービスの範囲の拡大と、経験の蓄積が求められることになろう。

(4) グリーフケアの必要性

最後に、遺族への精神的ケアとして、グリーフカウンセリングについて、検討したい。グリーフカウンセリングは、突然愛する家族と死別するという喪失体験によってもたらされるグリーフ(Grief：悲嘆)を扱う精神的なケアである。

わが国においても、犯罪被害者や遺族への精神的ケアとして、心的外傷(トラウマ)を念頭においたカウンセリングが認知されてきているが、時期的には事件から時間が経過してから受けることが多い感がある。この時期は、さまざまな手続きが怒涛のごとく押し寄せて「それどころではない」という認識によるものかもしれないが、遺体との対面や解剖、葬儀など、事件発生直後に、これらと並行または直後に行っている例として、特筆すべきものがある。

① 検死裁判所(Coroner's Court) グリーフカウンセラーによる支援

先述のメルボルン市には、コロナー事務所、検死裁判所(Coroner's Court)、法医学研究所に隣接して、グリーフカウンセラーの事務所がある。

オフィスには、グリーフ(悲嘆)を専門に扱うカウンセラーが、2人常駐している。また、法医学研究所においても、遺族の立会いに際して、説明、付き添いなどのサポートができるスタッフが4人、研究所の仕事と兼務する形で勤務している。カウンセラー事務所には、年間2000件の問い合わせがあり、うち500人がカウンセリングサービスを利用する。遺族が大半であるが、故人の親しい友人や、証人、看護師などが来談することもある。

グリーフに関する精神的ケアといった役割のほかに、「家族の死をどのように子どもに伝えるべきか」といった相談に対し、親に対して心理教育も、ニーズが高いという。

グリーフカウンセラーは、このようなサービスの必要性について「法的な手続きや、裁判の結果などとは別に、一家族、一個人として、自分の悲嘆の感情を思いのたけ話せる場所があることは、とても重要なことです」と説明している¹⁹⁾。

一回、1～1.5時間のカウンセリングは、3回までという比較的短期間のサービスであるが、事件直後の遺族に、幅広く精神的ケアが行われていることは、注目に値する。

②「コート・ネットワーク」(Court Network)

1990年設立のビクトリア州に拠点を置いている非営利団体で、「裁判所に行くときの心細さを緩和させたい」と、すべての「コート・ユーザー」(裁判所を使用する市民)への支援として、活動している。メルボルン市内では、一日に百人以上のボランティアが働いていることもある。

検死裁判所でのサービスは、1983年に、捜査機関である警察との協力を得て開始された。常時2名のボランティアスタッフが待機しており、裁判所建物内の案内、休憩スペースの確保、簡単な裁判所システムの説明、法廷での付き添いも行っている。裁判所ロビーの一角に、小さなスペースを設け、裁判所職員や、グリーフカウンセラーと協力しながら、サービスを提供している。

③ Marcy Western Grief Service

2001年に設立の非営利団体。ホスピス事務所の建物の一角を、グリーフカウンセリングのオフィスとして使用し、政府からの助成を受け、グリーフカウンセリング専門のセラピストが2名で運営している。一回1時間～2時間にわたるカウンセリングは、回数を限定せず、長期的視点でカウンセリングを行っている。1年間に240件以上のカウンセリングサービスを提供している。また、個人カウンセリングのほかに、「子ども・青少年を対象としたサポートグループ」と、「成人を対象としたサポートグループ」を開いている。規模は小さいが、メルボルン市郊外西部での支援拠点として、コナー事務所から紹介されることも多いという²⁰⁾。

④ The Compassionate Friends

子どもとの死別体験をした親による支援団体で、もともとは英国で設立されたが、海外にも支部をもち、ビクトリア州の会員だけで2千人。ボランティア140名を抱える。死別の原因には限定がなく、犯罪、事故、医療過誤、自殺、病気などがあげられる。「子どもが亡くなった背景はさまざまだが、先立たれた親の心情は共通することが多い」という²¹⁾。電話や面談での相談のほかに、多様なサポートグループやセミナー、ワークショップを用意しており、長期にわたる精神的支援を行っている。

これらの団体の活動として特筆すべきは、①司法解剖という一局面のみでの支援にとどまらず、支援団体が変わりこそすれ、遺体との対面、司法解剖、裁判、そして裁判後と、遺族が直面する各ステ

ージに伴走するかのよう、継続的に行われていること、②また、心理教育やセルフヘルプグループなど、各ステージや遺族にニーズに応じた支援サービスが用意されていること、③そしてこれら複数の機関が、行政、民間を問わず、複数の機関が「横のつながり」をもって連携していることが、うかがえる。

以上、諸外国の遺族の支援を併せて検討したが、わが国での解剖に関わる支援のあり方を考えるとき、遺体に対する考え方、死生観は、各国の国民性、文化、歴史的背景、宗教、死生観などによって異なるため、それらの差異にも留意しなければならないであろう。一般に、わが国は、遺体への愛着が大きいといわれている（野田,1992）。「右手がみつからないとあの世に行ってお飯が食べられない」「足がなければ三途の川が渡れない」と表現されるように、「あの世」に行っても、今の身体を使用するという感覚も根付いている（飯塚,2001）。遺体、死への向き合い方については、諸外国の例に学びながらも、わが国に適したケアや支援が求められよう。

5. 結語

以上、司法解剖をめぐる遺族への被害者支援について検討した結果、①法医鑑定制度の整備が、被害者支援という観点からも必要であること、②司法解剖という刑事司法手続きのプロセスに遺族が関わる条件として、コーディネーター的存在が必要であること、③グリーフ（悲嘆）を扱うケア体制が整備される必要があること、が導きだせる。

遺族が、解剖を望む、あるいは承諾する場合は、①死の真相が分からず、うやむやにされていると感じる場合、②死を誰かのために役立てられる、と思われる場合である。残念ながら、わが国は、このような遺族の思いに応えられる制度が整っている状況とは、甚だ言い難い。

司法解剖をめぐり、関係者によって引き起こされる「二次被害」は、事件直後となる。また、「遺体に触れることができなかった」、「自宅に連れて帰ることができなかった」「最後の対面ができなかった」等の心残りや悔恨は、不可逆的なものである。遺族が最初の段階であう「傷つき」や「つまづき」「心残り」の衝撃や心の痛みは、後にどれだけのサポートやケアを受けても、容易には緩和されない。

突然、犯罪によって命を奪われた理不尽さは、到底納得のできるものではない。それでもなお、事件の真実や、愛する故人の死について知り、確認していくことは、まさに「飲み込めないものを飲み込む」苦痛の伴う作業である。にもかかわらず、公判を含む多くの刑事司法手続きのなかで、そのような遺族の作業をサポートする制度や体制がなかったこと、それによって被害者遺族が疎外され、非常に孤独感を抱えてきたことは事実である。

わが国においては、2008年より、被害者等の裁判参加が始まる。犯罪被害者が自ら裁判に参加することの是非については大きく議論がわかれ、またそのあり方の検討は、今後の運用を待たなければ

ならないが、この制度設立は、被害者や遺族が当事者として遇され、人権が認められ、公正な手続きに主体的に参加できることを求めてきた運動といえよう。であるならば、法廷の場のみならず、遺族が、司法解剖にかかわり、それによって故人の死の経緯や背景を知るという一連のプロセスに関わることもまた、重要な被害者の刑事司法手続き参加の一つである。

被害者遺族が、事件から一歩が踏み出せるとすれば、それぞれのステージにおいて、故人のために最善を尽くしたと思うことができ、またそのステージに、当事者として主体的に関わりをもち、自らの力でその問題に向き合えたと実感できてからであろう。司法解剖もその重要なステージの一つであり、被害者支援政策の観点からも、整備をすることが急務である。

注

- 1) 本稿は、平成 19 年度文部科学省科学研究費補助金「法医学における犯罪被害者の権利に関する研究－被害者支援の観点から－」の研究成果の一部である。
- 2) わが国の法医鑑定制度に関する諸問題や諸外国の法医鑑定制度との比較的研究については、福島至氏による研究（福島,2007）に詳しい。
- 3) わが国においては、異状死の定義も定まらないまま、今日に至っている。1994 年、日本法医学会は、「異状死ガイドライン」を作成したが、法的な定義は未だなされていない。にもかかわらず、異状死の届出義務（医師法第 21 条）を怠ったとして医師が逮捕された都立広尾病院事件などが起こり、問題になっている。
- 4) ハンガリー 49 %、英国 24 %、米国 12 %、ドイツ 8 %。1998 年（WHO 統計）
- 5) 検視（刑事訴訟法第 229 条）は、検察官が行うことになっているが、実際に検察官が行うことはまれで、刑事訴訟法第 229 条二項に基づく司法警察員が、そのほとんどを担っている。
- 6) 2005 年度から、薬毒物検査費一体当たり 2 万円増額、2006 年度から、司法解剖謝金为一体あたり約 20 万円程度に、増額されている。これらの経過については（岩瀬・柳原,2007）に詳しい。
- 7) この時期は、一時に急激なストレスがかかった場合に起きる、急性ストレス障害（ASD）の症状である、解離性症状（現実感消失や解離性健忘など）が起きていることが多い。
- 8) 東京大学大学院医学研究科法医学教室の伊藤貴子氏の教示によると、司法解剖後の遺体の修復に対しては、法医学教室ごとに対応が異なるとのことである。手術糸で縫合し、きれいに清拭して浴衣を着せるという例もあれば、衛生面やビジュアル面を考慮し、縫合後に肌色のテープで縫合部を見えなくする、あるいは縫合行為に「針刺し」という衛生安全上の危険が伴うので、手術糸を用いる縫合を避け、金具で閉じ、テープで金具の部分隠すといった作業をする例もある。いずれにしても、解剖された痕跡が明瞭である状態に変わりはないという。
- 9) 捜査の一環として、鑑定処分許可状に基づいて行われている司法解剖は、遺族の承諾がなくてもできるものであるから、臓器の切片などについても、鑑定囑託事項に対する鑑定に必要な限度において取り扱われるべきであり、「適正な捜査」の面からは、法医学の教育・研究のために使用できないとする（田中,2008）。他方、法医学鑑定は、積み重ねられた法医学研究の成果が反映されたものと考えれば、法医学の研究向上のため、遺族の同意等を得て、利用するための制度整備が必要であるという解釈もある

(武市,2004)。

- 10) 『共同通信』「夫の遺体保存、説明を。地検に高橋シズエさん要望」2007年5月31日付。
- 11) 2001年当時、広島県警察本部犯罪被害者対策室寄谷伸治氏の教示による。なお、現在は、警察庁が司法解剖後の遺体搬送費(5千500万円、平成17年度)、と遺体修復に要する経費(5千400万円、平成17年度)を予算化し、国土交通省も同様の費目を予算化している。
- 12) 2007年8月24日、アメリカ合衆国ペンシルベニア州チェスター郡殺人事件ケアスーパーバイザー Dona Hall 氏からの聞き取りによる。
- 13) 『朝日新聞』「開示遅れ、訴訟の一因。司法解剖結果「2年以上」6割」2008年4月27日付朝刊。
- 14) 『朝日新聞』「司法解剖記録、遺族側に開示。福岡地検」2007年1月25日付朝刊(福岡地方)、『朝日新聞』「司法解剖記録を地検が開示「遺族の意向を尊重」05年の富士町・練炭自殺」2007年1月11日付朝刊(佐賀全県)。
- 15) 犯罪捜査規範第156条、刑事訴訟法規則101条
- 16) 2007年7月24日、アメリカ合衆国サウスカロライナ州コロナー事務所メンタルヘルススタッフコロナーからの聞き取りによる。
- 17) 注12) インタビューに同じ。アメリカ合衆国では、葬儀代などの支払い能力がない遺族は少なくない。犯罪被害者補償法(Compensation)の範囲内で(ペンシルベニア州の場合は葬儀費用については20万円相当)、遺族の希望になるべく添えるような葬儀場所や内容をアレンジするのも、支援スタッフの重要な仕事になっている。
- 18) 筆者が関わっている社団法人広島被害者支援センターは、犯罪被害者や遺族に、電話相談や直接的支援のできる最低限の研修時間として、初級24時間、上級36時間、計60時間の研修を義務付けている。この時間数は、アメリカの被害者支援団体の研修時間に準拠している。
- 19) 2008年3月10日、オーストラリアビクトリア州メルボルンコロナー事務所グリーフカウンセラーからの聞き取りによる。
- 20) 2008年3月13日、オーストラリアビクトリア州メルボルン Marcy Western Grief Service 事務所でのグリーフカウンセラーからの聞き取りによる。
- 21) 2008年3月14日、オーストラリアビクトリア州メルボルン The Compassionate Friends 事務所でのボランティアスタッフからの聞き取りによる。

(参考文献)

- A・デーケン、柳田邦男,2005,『<突然の死>とグリーフケア』春秋社
- 新恵里,2000,『犯罪被害者支援-アメリカ最前線の支援システム-』径書房
- ,2007,「犯罪被害者の支援-捜査・公判中の対応とアフターケア」『犯罪学雑誌』73(3),日本犯罪学会
- Carmel Benjamin, *Friends at Court-from dream to reality*
- Court Network, 2007, *Annual Report 2007*
- 福島至編著,2007,『法医鑑定と検死制度』日本評論社
- 藤井誠二,2007,『殺された側の論理』講談社

- 本郷由美子,2003,『虹とひまわりの娘』講談社
- 飯塚訓,2001,『墜落遺体』講談社
- 石津日出雄ほか,2006,『標準法医学・医事法 第6版』医学書院
- 岩瀬博太郎・柳原,2007,『焼かれる前に語れ－司法解剖医が聴いた、哀しき「遺体の声」』WAVE 出版
- Jon Stebbins and Trevor Batrouney, 2007, *Beyond the death of a child- social impacts and economic costs of the death of a child*
- 海堂尊, 2007, 『死因不明社会－ Ai が拓く新しい医療』講談社
- 勝又義直,2007, 「検視制度の現状」『法医鑑定と検視制度』（福島至編著）日本評論社
- 河原理子,1999, 『犯罪被害者』平凡社新書
- 警察庁犯罪被害者対策室監修,2004, 『新版警察の犯罪被害者対策』
- 長井進,2004, 『犯罪被害者の心理と支援』ナカニシヤ出版
- 内閣府,2006, 『平成 18 年度版犯罪白書』佐伯印刷株式会社
- Mal Mcklssock& Dianne Mcklssock ,1995, *Coping with Grief*
- 野田正彰 1992, 『喪の途上にて』岩波書店
- 酒井肇ほか, 2004, 『犯罪被害者支援とは何か』ミネルヴァ書房
- 反町吉秀,2007, 「諸外国の検視制度－スウェーデン」『法医鑑定と検視制度』（福島至編著）日本評論社
- State Coroner's office victria,2007, *The Coroner's Process-information for family and friends*, State Coroner's office victria
- 武市尚子,2003, 「生命倫理ケース・スタディ（2）病理解剖・司法解剖後の検体・遺体の取扱い－法医学研究者の立場から」『ジュリスト』1244:218-221
- 武市尚子ほか, 2004, 「司法解剖における遺族への情報開示の問題－アンケート調査に基づいて」『法学セミナー』2004,7月（No.595）
- 田中桂二,2003, 『法医学と医事刑法』成文堂
- 地下鉄サリン事件被害者の会,1998, 『それでも生きていく－地下鉄サリン事件被害者手記集』サンマーク出版
- 緒方康介・西由布子・前田均, 2003, 「犯罪・事故関連死亡者の遺族の精神・心理的反応－司法解剖例についての調査」『賠償科学』30:69-75
- 柳原三佳, 2005, 『死因究明－葬られた真実』講談社
- 吉田謙一,2008, 『事例に学ぶ法医学・医事法（改定版）』

The Situation and Issues in Crime Victims Support upon Judicial Autopsy

— from Crime Occurrence to Grief Counseling —

Eri ATARASHI

Abstract

We discuss, in this report, judicial autopsies faced by bereaved families of crime victims immediately after the crimes and the systematic and supportive problems for the procedures corresponding to such judicial autopsies from the viewpoint of the victim support and based upon the discussion above, we consider what kind of system is expected.

Judicial autopsy is one of the legal procedures which bereaved family members of the victims must definitely face in the crime cases such as murders and injuries resulting in death. The necessity and manner of cares have barely been discussed or considered specifically. However, judicial autopsy has a great impact and may cause longtime psychological sufferance and mental damage on bereaved family members since it requires them to face it and sometimes requires some bereaved family members to see the prosecuted dead bodies although they have not yet accepted the fact of the crime

Based on the survey and literature of the interviews of the bereaved families in Japan and also the investigations on the policies in other countries including the U.S. and Australia, the following items are discussed in this report; (1) the desperate expectation by victim side for the improvement of our forensic analysis system in the view that the crime is thoroughly recognized, (2) the importance of family members' involvement in the set of process including the explanation on the content and result of judicial autopsy, (3) the need of a coordinator who connects the investigator, forensic doctor and bereaved family members and (4) the necessity to provide the family members with grief care after the autopsy.

Keywords : Judicial Autopsy, Support system for Crime Victims, Grief Counseling, Forensic Medicine, Australia